

市 税 納 期

【問合せ】 税務課 収税班 ☎773-6669

今後発送する納税通知書や納付書は「平成31年度」と表記しています。「令和元年度」と読み替えてください

各税目納期一覧表 (納税通知書が届いたら、必ず開封し納期限までに納めてください)

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税		1期		2期		3期		4期			
固定資産税	1期		2期				3期		4期		
軽自動車税	全期										
国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
納期限日 (口座振替日)	5/31	7/1	7/31	9/2	9/30	10/31	12/2	1/6	1/31	3/2	3/31

市税納期限メールお知らせサービスをご利用ください

登録いただいた人に市税の納期限日をメールでお知らせする「市税納期限お知らせ」サービスがあります。各税目の期別ごとに配信しますので、「納期限のうっかり忘れ防止」「口座振替の残高チェック」にご利用ください。

登録は無料で、納税通知書の発送（当初発行分のみ）もお知らせします。

登録はこちらから zeimu@minami-u.jp



登録方法

- ① 上記アドレスに空メール（件名・本文なし）を送信（迷惑メール対策などの設定で受信できない場合は、「@minami-u.jp」を受信できるように設定してから送信）
- ② 「登録通知」メールを受信したら指定URLをクリックし、「希望する税目」「お知らせ」をチェック
- ③ 情報入力後、「登録」ボタンを押して完了

安全・確実な 口座振替（口座からの自動引き落とし）が便利です

口座振替日の前営業日（営業時間内）までに引落しに必要な額を口座に入金してください。残高不足で口座振替できなかった場合は、届いた「口座振替不能通知書」を使用し、現金で金融機関、コンビニエンスストア、市役所各庁舎で納めてください。

手続き

市内の金融機関

通帳、届出印、納税通知書を持参し、「口座振替依頼書」を記入して金融機関の窓口へ提出

※「口座振替依頼書」は各金融機関にあります

郵送専用用紙 市ウェブサイトから「口座振替依頼書」をダウンロードし、税務課へ提出

※詳しくは、市ウェブサイトをご覧ください

開始日

「口座振替依頼書」を提出すると、提出日の翌月の納期分から口座振替が開始されます。

ただし、5月に提出した人は、7月からの開始となります。ご注意ください。

口座振替の終了や振替方法変更

「口座振替を終了」「期別振替から全納」「全納から期別振替」など、振替方法を変更する場合は、税務課か大和・塩沢市民センターで振替日の8営業日前までに手続きしてください。

コンビニエンスストアで納税できます

納税できるコンビニエンスストアは、納税通知書の裏面に記載してあります。取扱期限にご注意ください。

TAXサポート券での納税

南魚沼市スタンプ・ポイント連合会のTAXサポート券は、市役所窓口での納税に使用できます。